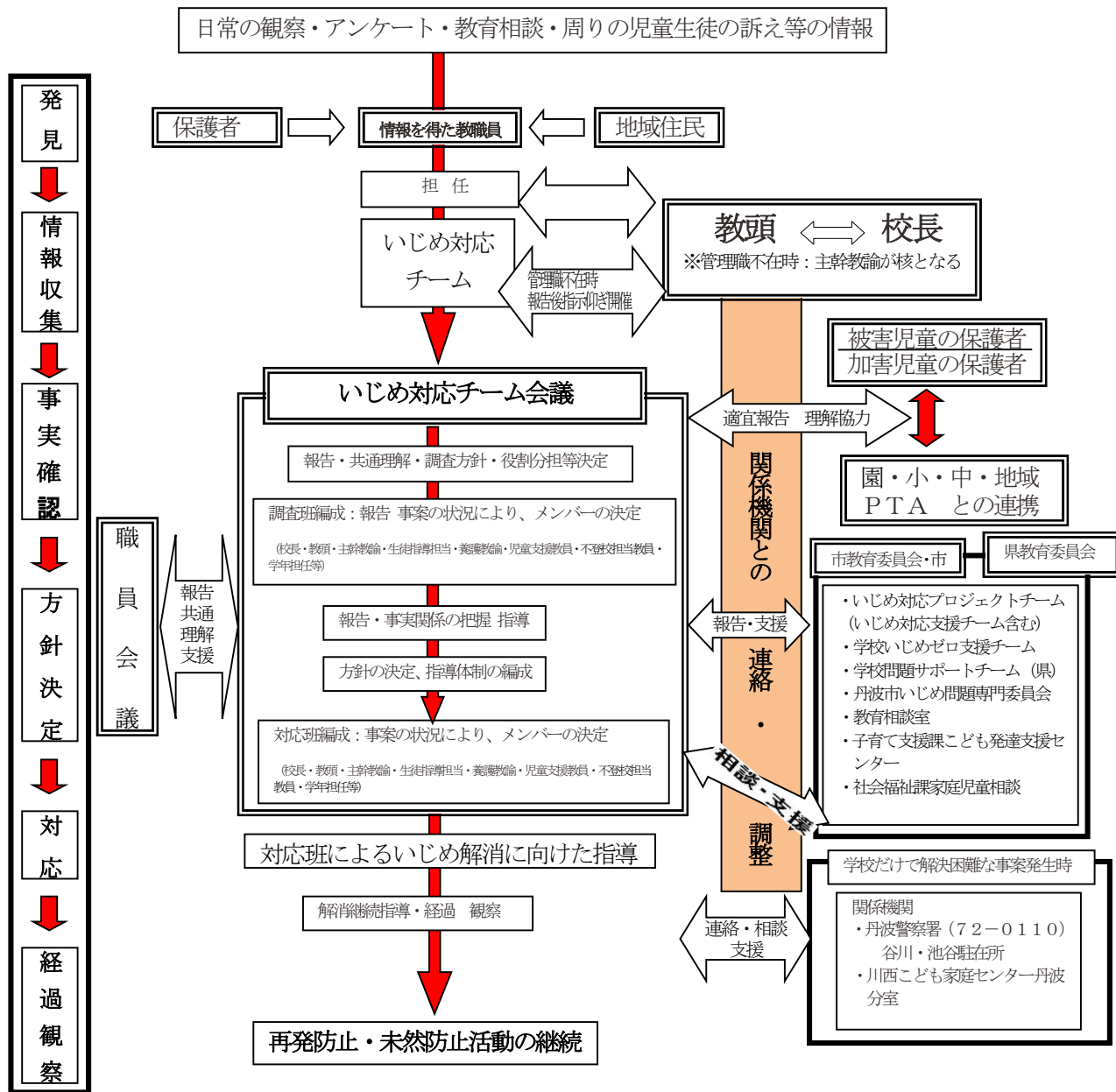


別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

**一学校組織対応の基本と流れ一**

いじめを認知した場合は、いじめ対応チーム及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱えこみ、配慮にかける対応等により、児童をつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった初期対応の不十分さを避けるためにも、いじめ対応チームによる会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

- ・いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。



**一生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合一**

- ・速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。
- ・管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。